

防法 改正案が衆院通過 大 立国社の修正案を否決

解体等工事での石綿飛散防止対策を強化する大気汚染防止法改正案が19日、衆院本会議で原案通り賛成多数で可決、参院に送付された。15日の環境委員会では、立国社の各会派が大気濃度測定の義務付けなど計7項目に上る修正案を提出したが賛成少数で否決された。その後可決された政府案に対し、自民、立国社、公明の各会派共同の附帯決議動議が行われ、8項目が議決された。同改正案については、先月7日の環境委員会などで小泉進次郎環境相が趣旨説明を行っていたが、その後新型コロナウイルス感染拡大の影響等で審議入りできず、今月15日の一日のみの審議で採決する異例の委員会運営となった。

8項目の附帯決議の概要は以下の通り。

- ▽石綿濃度の迅速測定方法や測定結果の評価に必要な管理基準値等の制
- 度化について速やかに検討すること
- ▽建築物石綿含有建材調査者講習等により専門性を有する十分な人材を確保するよう努めること
- ▽第三者による事前調査および作業後の確認の実施も含め必要に応じ対策を検討すること
- ▽被覆等の石綿除去以外の方法による作業についても、石綿の飛散の可能性がある場合には必要な作業方法を法令上明確に定めるよう検討すること
- ▽事業者に対し同法の周知および施工に係る技術的情報の提供に努めること
- ▽関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこと
- ▽石綿による健康被害救済制度の施行状況を把握するとともに、疾患等に係る最新の知見等を収集し適切な救済の実施に向けた必要な見直しを行うこと
- ▽施行後5年の見直し時期以前でも必要があると思われる場合には適宜適切に所要の措置を講ずること